

戸籍証明書等交付請求書【郵便等請求用】

令和 年 月 日

※偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた場合は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます

東神楽町長 様

請求者	住所	〒 ー			
	電話番号	屋間の連絡先 ※日中連絡のつく連絡先を記入してください (自宅・勤務先・携帯)			
	氏名	ふりがな	印	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

① 必要とする戸籍等の表示	本籍	上川郡東神楽町					
	筆頭者	ふりがな	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日			
	個人(抄本)の場合、必要な人の氏名	ふりがな	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日			
		ふりがな	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日			
	証明書の種類	全部事項証明書(戸籍謄本)	450円	通	戸籍の附票 全部 ・ 一部 ※平成20年1月26日以降の住所履歴の証明です	350円	通
		個人事項証明書(戸籍抄本)	450円	通	廃棄済証明書 ※平成20年1月26日以前の附票を廃棄したことの証明です	350円	通
		除籍全部事項証明書(除籍謄本)	750円	通	身分証明書 ※本人による請求のみ(代理人が請求する場合は、本人からの委任状が必要です)	350円	通
除籍個人事項証明書(除籍抄本)		750円	通	結婚証明書 ※本人による請求のみ(代理人が請求する場合は、本人からの委任状が必要です)	350円	通	
改製原戸籍謄本		750円	通	受理証明書 ※届出人による請求のみ (届 平成 年 月 日届出)	350円	通	
改製原戸籍抄本	750円	通	不在籍証明書	350円	通		

② 請求者と戸籍に記載されている方との関係

本人 夫 妻 子 父母 孫(子[]の子)
 祖父母(の父母) その他 ※「その他」の場合は、原則、本人等からの委任状が必要です

③ 使いみちを記入してください

パスポート申請 戸籍届出に添付(届) その他()
 相続手続き(被相続人: 亡くなられた日: 年 月 日 提出先:)
どなたのどのような記載のある戸籍が必要ですか(「〇〇 △△の死亡の記載があるもの」「〇〇 △△の出生から死亡までの戸籍が必要」)
()

④ ②が「その他」で本人からの委任状がない場合、戸籍事項証明書等の交付請求をする具体的な理由を記入してください

例: 請求者(甲)は乙に対し、平成〇年〇月〇日、弁済期を平成〇年〇月〇日として〇万円を貸し渡したが、〇円が未返済のまま、乙が平成〇年〇月〇日に死亡したことから、当該資金の返還を求めるに当たり、乙が記載されている戸籍によって相続人を特定する必要があるため。

※請求理由のわかる疎明資料が必要です

◆◆◆ 郵便等請求に必要なもの ◆◆◆

用意したら□にチェック

1. 戸籍証明書等交付請求書【郵便等請求用】

2. 返信用の封筒と切手

返信用の封筒に請求者の住所・氏名を記入し、切手を貼付した封筒をご用意ください

住所とは「住民票の登録のある住所」のことで、この住所以外に郵送することはできませんのでご了承ください

3. 請求者の本人確認書類のコピー

請求者の本人確認のため、運転免許証や健康保険証など、住所(住民票登録上の住所)・氏名の確認できる
公的身分証明書の両面コピーが必要となります

4. 手数料

郵便定額小為替をご用意ください(おつりのないようお願いします。)←郵便局で購入できます

戸籍証明書等交付手数料は自治体により異なりますのでご注意ください

※定額小為替には何も記入しないでください

◎請求の内容によっては、これ以外に書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください

請求する前に必ずご確認ください!

かえり

東神楽町
マスコットキャラクター

